



Weekly 第34号

個室ユニット推進協ニュース

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

直近1週間の介護関連ニュース（ダイジェスト版）をお届けします。今週号は2017（平成29）年11月20日（月）～11月26日（日）までのニュースです。詳細は厚生労働省のHPなどで確認してください。

■第152回介護給付費分科会（11月22日）

【居宅介護支援】▽医療機関との連携を評価し、連携を運営基準で明確化する▽「特定事業所加算」の対象サービスを絞り込む（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与に限定）▽頻度の多い生活援助のケアプランを保険者が検証できる仕組みをつくる▽居宅介護事業所の管理者要件を主任ケアマネに限定する▽ケアマネの利用説明を厳格化する（説明不足は「運営基準減算」適用）など。

【老健施設】▽在宅復帰・在宅療養支援を進める施設をさらに評価する▽「退所前後指導加算」などは基本報酬に包括化する▽減薬の取組を評価する▽専門的な検査（尿路感染症や肺炎など）を医療機関と連携して行う場合、所定疾患施設療養費で評価。また専門的な検査のため医療機関に1週間以内入院した場合、在宅復帰率等に算定できる。

【介護医療院】▽施設基準を示した<類型Ⅰ>医師48対1、看護職員6対1、介護職員5対1、薬剤師150対1。<類型Ⅱ>医師100対1、看護職員・介護職員6対1、薬剤師300対1<共通>療養室の定員は4人以下、床面積8.0㎡以上、ユニットケアに配慮▽短期入所療養介護や通所リハも提供できる▽転換促進のため「1年限定の加算」を設ける。

【介護療養病床から医療機関併設型特定施設への転換特例】支障がなければ、生活相談員らの兼任、浴室やリハ室などの兼用を認める。

【介護療養型医療施設】▽一定の医療処置または重度者要件を基本報酬の要件とし、メリハリを付ける（小規模については別途配慮）。

【介護療養型老健施設】「療養型」と「療養強化型」の報酬を「療養型」に一元化する（療養体制維持特別加算は別に評価）。

【短期入所療養介護】療養病床をもつ診療所と病院の参入を進める（みなし指定）。

■診療報酬マイナス改定を要請 経団連、連合など6団体（11月22日）

経団連、連合、健保連、国保中央会、全国けんぽ、全国海員組合の支払い6団体は「現役世代への負担が重くなる」などを理由に加藤勝信厚労相に30年度診療報酬改定をマイナス改定とするよう要請した。ただし、連合などは診療報酬本体（薬価など除く）については「医療従事者の処遇改善が急務だ」として引き下げに慎重。